主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、札幌高等検察庁検察官加藤圭一提出の控訴趣意書に、これに 対する答弁は弁護人富岡公治提出の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるか いずれもここにこれを引用し、当裁判所はこれに対しつぎのように判断する。 所論は、原判決は、本件公訴事実のうち、有印公文書偽造・同行使の点につき、 本件供託金受領証の写真コピー五通(以下本件写真コピーと称する)は、いずれも被告人がみずからの権限において作成した私文書であり、本件では単に内容虚偽の 本件では単に内容虚偽の 私文書を作成したにすぎないものであつて、有印公文書偽造罪は成立せず、またその行使罪も成立しない、として無罪の言い渡しをした。しかし、(1)本件写真コ ピーは複写機によつて複写されたものであつて、従来の手書きによる写と異なり、 人の意識を媒介とせず、原本の筆跡・形状をあるがままに写し出し、その内容は原本と全く同一であつて、見る者をして原本の存在とその作成名義人の意思内容を強く認識させることから、原本によるのと同じ証明力をもつものとして作用し、現実に原本と同視しうるだけの社会的機能と効用を有するのであるから、すぐれて原本的性格をもつものである。すなわれば実際は特殊のである。 の写真コピーと称する)は、被告人が宅地建物取引業法二五条の規定に基づく宅地 建物取引業者の営業保証金に関する供託済届の添付資料としてその所管の北海道A 支庁建設指導課に提出行使したものであるが、同条四項によれば右供託済届には、 その供託物受入れの記載のある供託書の写、すなわち供託金受領証の写を添付すれ ば足り、その原本自体を添付することは要求されていないところ、その場合同支庁に実際に提出される写は手書きによるものはほとんどなく、複写機による写真コピーが大部分であり、同支庁においてもこの写真コピーの場合は原本の内容と形状が 正確に再現されるという特質から原本と同視して原本と照合を行うことなく写真コ ピー自体を信用してそのまま受理していたのが実情であり、また他の三、四の府県 においても複写機による写真コピーを添付書類として供託済届があつた場合には、 右写真コピーを供託書の原本と照合しないで受理する取扱いが行われている。さら に本件写真コピー五通のうち残りの三通(以下建設業法関係の写真コピーと称す る)は、いずれも詐欺の犯行発覚を防ぐため、その被害者である建設業者らに対して交付行使したものであるが、その被交付者のうち二名は、いずれも右写真コピー は原本作成者の法務局供託官が作成したものであつて原本と同一のものであると考 え受領したことが認められ、また被交付者の一人は右写真コピーをむしろコピーで はなく供託官が直接作成した供託金受領証の原本自体であるとさえ思つていたこと が認められる。したがつて本件写真コピーは、それ自体原本に代わる文書として、 公信力を有し、社会的に通用していたことが明らかであり、しかも原本作成名義人の意思内容を原本に接した場合と同じように感得させるものであるから、本件写真コピーに記載された意識内容は供託官による供託金の受領の証明であると解すべき であり、本件写真コピーはその意識内容の主体たるB地方法務局供託官名義の公文 書であるといわなければならない。(2)また本件のような写真コピーは一般に何 人でも機会があれば事実上自由に作成できるものとしても、それはあくまでも真正 な原本が存在する場合にその真正な原本と同一内容の写真コピーを作成する限りに おいて写真コピーの作成が一般に許容されているにとどまり、本件のように原本に不正加工をしこれを利用しその原本の意識内容と全く異なる別個の原本が実際に存在するかの如き外観を呈する新たな写真コピーを作成することは、法の許容すると ころではなく、公文書の写作成の権限を逸脱した違法な行為とみるべきであり、 文書偽造に該当するものといわなければならない。(3) そして、本件写真コピー のように複写機によつて複写された写は、手書きの写の場合と異なり、供託官の記 名印および公印の印影は、その形状・特徴共に、朱肉等によつて原本に押捺された 場合と全く同一に表示されているから、朱肉等により印影が顕出された場合と同視して、有印公文書に該当すると解すべきである。したがつて、本件写真コピーを被告人みずからの権限で作成した私文書とみて、有印公文書偽造・同行使罪の成立を否定した原判決は刑法一五五条一項および一五八条一項の解釈適用を誤つたものと いわなければならない、というのである。

〈要旨〉そこで、所論に徴して一件記録および証拠物を精査し当審における事実取調の結果をもあわせて考えてみる〈/要旨〉のに、関係証拠によれば、本件公訴事実中各有印公文書偽造・同行使の事実にほぼ相応する事実すなわち被告人は原判示第一の横領五件及び同第二の詐欺三件(原判決の別紙犯罪一覧表(二)の2、4、6)

しかしながら右認定の各事実関係のもとにおいて、被告人が作成した本件写真コピー五通が有印公文書偽造・同行使罪の客体たる公文書に該当するかどうかの点については、当裁判所もまた原判決と同じく消極に解する。

その理由は、原判決が無罪部分の理由として詳細に説示するところとその骨子において同一であるが、なお所論 (1) ないし (3) にかんがみ若干の説明を加える。

宅地建物取引業法二五条の規定によれば、宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託することが、その事業開始の要件とされてお り、右供託の事実を証するため、その供託物受入れの記載のある供託書の写を添付 して、営業保証金を供託した旨をその免許を受けた建設大臣または都道府県知事に 届け出ることが要求されているところ、北海道庁では、同法による宅地建物取引業 者の免許に関する事務処理要領について昭和四二年四月二一日付で北海道建築部長 から各支庁長宛に通達(宅地第一七二号)が出されており、右通達によれば、所管の課において宅地建物取引業者の前記営業保証金に関する供託済届を受理するに当 つては、同法の規定に則り、供託済届および右供託書の写を提出させるほか、その 際必ず供託書(供託金受領証)の原本(正本)をも提示させ、右写を原本と照合し たうえその旨を写に記載すべきものとされている。ところで関係証拠によれば、本件において、被告人から供託金受領証の写真コピー二通の提出行使を受けた北海道 A支庁建設指導課においては、従来から必ずしも右事務処理要領に従つた取扱いが なされておらず、右供託済届を受理するに当つては、供託書(供託金受領証)の原本のみを持参した者に対しては、同課において右原本の写(G)を便宜作成したう えこれを添付資料として受納し右原本を返戻するとか、また複写した写真コピーの みを持参した場合でも、その正確性を信用し原本と照合しないでそのまま受理して おり、本件の発生までは、右取扱いでなんら問題を生じなかつたこと、しかし本件 の発生を契機として、昭和四九年二月一五日付で北海道庁住宅都市部宅地課長から 各支庁建設指導課長宛に、前記事務処理要領に基づき供託書の写は必ず原本と照合 確認しその旨を写に記載する取扱いを励行するよう通達の趣旨を徹底させる事務連 絡が出され、同支庁においても本件以後は、右通達にそった取扱いを励行するに至 つたこと、また、宅地建物取引業法二五条に基づく供託済届の受理手続について、 昭和四七年から同四九年に至る間の北海道以外の府県では、供託金受領証の写とし てはほとんどすべての場合手書きによるものではなく複写機による写真コピーが提 出され受理されているが、その際右写を供託金受領証の原本と必ず照合している県 (広島・福井・熊本の三県) もあれば、新規に宅地建物取引業者免許証を交付する 場合とか右原本を特に持参している場合に限つて写を原本と照合している県(岐 阜・山口・滋賀・埼玉の四県)もあり、また複写機による写真コピーの場合には、 これを全く原本と照合していない府県(京都府・長野・和歌山・福岡の各県)もあ つて、その取扱いはまちまちであることがそれぞれ認められる。

右認定の事実によれば、所論のように、宅地建物取引業者の営業保証金に関する供託済届の添付書類として供託金受領証の複写機による写真コピーが提出された場合には、北海道A支庁では右コピーを原本と照合しないで受理する取扱いが本件発生時まで行われており、また同支庁に限らずその他の四府県においても、そうした写真コピーは原本と照合しないで受理される実情にあつたことが窺われる。こうし

た取扱い例にもみられるように、一般に複写機による写真コピーが、原本の筆跡・ 形状をあるがままに正確に写し出す特質をもつているため、ある場合においては、 原本の存在を証明する文書としてそれ相応の社会的機能と効用を有するものである ことは否定しがたいところである。しかしながら、他面、右認定の事実によれば、 北海道庁が各支庁宛に発した前記通達では、宅地建物取引業者の営業保証金に関す る供託済届の添付書類として供託金受領証の写が提出された場合には、その写が手 書きによるものであれ、本件のような複写機による写真コピーであれ、必ずこれを原本と照合すべきものと指示しており、現にA支庁においても本件以後は右通達の指示に従つて事務処理を行つており、また北海道以外の数県においても、添付書類 として供託金受領証の写の提出を受けた場合にはそれが複写機による写真コピ あつてもこれを原本と照合のうえ受理する取扱いを励行しているのである。こ た明確に原本と写とを区別する取扱いは、原判決も指摘するように、写真コピーに は、原本から容易に看取できる程度の不正加工の痕跡も出来上つた写真コピーの上 では転写再現されえないという欠陥があることに由来するものというべく、建設業 法関係の写真コピーを含め本件写真コピーが原本と同視しうる証明力ないし社会的機能と効用を有するものとして、原本に代わる文書であるとまでは断定しがたいこ とを如実に示すものというべきである。

また、およそ写真コピーはいかに正確に原本を複写したものであつても、その紙 質・色調などの外観から一見して複写機により複写した写であることが明らかであり、何人もコピーはコピーとしか認識していないのが通常である。すなわち写真コ ーは、たとえ写の認証文言を欠く場合でもその記載内容・形式、体裁からみて、 こに複写したところと同じ内容の文言の記載された原本の存在を推認させ、その 原本を正確に複写した旨の作成者の意識内容を保有する文書と解しうるとしても、 もとより原本そのものの作成名義人の意識内容を直接表示するものではありえな い。原本とは全く別個独立の書面なのである。

したがつて、本件写真コピーと原本との上記の差異に着目するとき、たやすく両 者を同視しがたく、本件写真コピーが原本に代替する文書としての原本的性格ない し公信力まで有するものとはとうてい解しがたい。これに反する所論の(1)は採 用しえない。

さらに検討するのに、本件で問題とされる各供託金受領証は本来これを作成する 法的根拠のない建設業法関係の供託金受領証をも含めていずれも共託金の供託を証 明する文書としてB地方法務局供託官から供託者に対して発付される性質ないし体 裁のものであつて、原本と別個にその写を作成すること自体が法規上ないしその性 質上禁止、制限される類の文書でないことは明らかである。そして、宅地建物取引 業法二五条四項は、営業保証金に関する供託済届の添付書類として、供託者において供託金受領証の写を作成しうることを前提としていると解され、供託金受領証はもともと私人の手元において自由にその写を作成しうることの予定されている性質の文書である。してみれば、本件写真コピーは原本の存在を主張立証する者が、そのではなる。 の簡易軽便な方法として誰でも自由に作成しうるものというべく、原本の作成名義人である法務局の供託官から許容され、またはその推定的承諾がある場合に限つて 特定の者にのみその写を作成する権限の与えられる文書と解するのは相当でない。

以上の諸点にかんがみれば、所論のように本件写真コピーの作成名義人を原本の それ(B地方法務局供託官C作成名義)と同視するのは相当でなく、右コピーの作 成権限を有する者を公務所または公務員に限定すべき根拠も発見しがたい。結局本 件写真コピーは被告人が勝手に作成した内容虚偽の私文書であると解しえても、刑 法所定の公文書に該当するものでないことは明らかである。それゆえ、被告人の本 件写真コピーの作成行使は刑法一五五条一項および一五八条一項の構成要件を充足 するものでなく、公文書偽造・同行使罪を構成するものではない。

したがつてその他の判断をするまでもなく、右に反する所論の(1)ないし(3)は採用しがたく、上記説示したところと同旨の原判決にはなんら法令の解釈適用の誤りは存しない。論旨は理由がない。 そこで、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、当審における訴訟

費用については同法一八一条三項を適用し、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 粕谷俊治 裁判官 高橋正之 裁判官